事　　務　　連　　絡
令和８年１１月１１日

関係学校法人理事長　殿
関係社会福祉法人理事長　殿

東京都生活文化局私学部私学振興課長
齋　藤　　政　秀
（ 公 印 省 略 ）

令和８年度幼児教育の質の向上のためのＩＣＴ化支援事業補助金の
二次募集に係る申請意向調査について（依頼）

幼児教育の質の向上のためのＩＣＴ化支援事業補助金の原資である、「令和８年度教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）」（文部科学省）において、別紙の内容に該当する事業について追加の募集がありました。これを受けまして、令和８年２月２７日付事務連絡で申請意向を確認させていただいた募集（以下、当初募集）に加えて、二次募集を行う予定です。

つきましては、この二次募集にご申請いただくご意向の有無を調査させていただきますので、下記により、ご回答ください。

なお、交付申請書のご提出については、本調査にご回答いただいた法人へ、後日、別途ご連絡いたします。また、この補助金の交付を希望しない場合、意向調査へのご回答は不要です。

なお、**本通知に係る資料は、以下のアドレス（私学部ＨＰ）からダウンロードをお願いします（令和８年１１月１１日（水）夕方掲載予定）。**

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/0000000713.html

記

１　補助対象事業

教育支援体制整備事業費交付金内定後（令和８年１２月上旬予定※）から令和９年３月３１日までに、契約から支払（領収書の発行）までを完了する事業が対象です。

対象となるシステムや物品等は、別紙１及び別紙２をご覧ください。

※　令和８年１２月上旬以降に着手（契約）が可能となる見込みですが、着手可能時期は前後する可能性があります。着手可能日については、本調査にご回答いただいた法人へ別途ご連絡いたします。

２　補助金額

別紙１をご覧ください。

３　回答方法

申請を希望する場合のみ、以下の調査フォームからご回答ください。複数の園について申請を希望する場合には、園ごとにご回答をお願いいたします。なお、申請を希望しない場合にはご回答は不要です。

＜調査フォームＵＲＬ＞

https://logoform.jp/form/tmgform/1887897

＜調査フォームＱＲコード＞

４　回答期限

令和８年１１月１８日（水曜日）２４時　＜厳守＞

※　調査フォームの回答期限を過ぎると回答を受け付けることができません。必ず期限内にご回答いただきますようお願いいたします。

【裏面もご確認ください】

5　留意事項

（１）　今回の補助対象事業は、**交付金内定後（令和８年１２月上旬予定）から令和９年３月３１日までについての経費について、交付金内定後から令和９年３月３１日までに契約、システム導入（設定、納品）、支払（領収書の発行）を完了したものが対象となります。**いずれかの行為が当該期間以外に行われた場合、補助の対象とはなりません。

（令和８年４月１日から交付金内定前までの期間に契約、システム導入、支払をしたものは対象となりません。）

（２）　令和９年度（令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで）のシステム導入を対象とした補助金は、今回の募集の対象ではありません。

（３）　令和９年度からの導入について、令和８年度中に契約した場合、この経費は令和８年度の補助金にも令和９年度の補助金にも申請できません。

（４）　令和８年度幼児教育の質の向上のためのＩＣＴ化支援事業補助金の当初募集に申請済みの園については、今回の追加募集に申請することはできません。なお、当初募集の交付決定は、１２月頃を目途に行う予定です。

（５）　今年度は、幼児教育の質の向上のためのＩＣＴ化支援事業補助金の原資である、「令和８年度教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）」（文部科学省）の補正予算がなく、二次募集の予算に限りがあります。

そのため、二次募集の申請意向が多数あった場合には、**回答した意向調査の内容に不備がなかったとしても文部科学省から採択されない可能性があります。文部科学省から採択されなかった場合、令和８年度幼児教育の質の向上のためのＩＣＴ化支援事業補助金を交付することはできません。**予め、ご留意ください。

また、二次募集の申請意向が多数あった場合、補助対象経費のうち、別紙１「３（３）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）に基づく犯罪事実確認及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和３年法律第 57 号）に基づくデータベース活用等を実施するための端末等の購入及び通信環境の整備等に必要となる経費」が優先して採択される可能性があります。このことも併せて、ご承知おき願います。

（６）　この意向調査により、**申請意向ありとご回答いただいた法人にのみ、交付申請のご案内をいたします。**申請をご希望の場合は、必ず期日までにご回答ください。

（７）　意向調査の回答受付や交付金内定の連絡は、補助金の交付を決定するものではありません。交付申請書の審査結果によっては、対象外となる可能性がございますので、ご了承ください。

6　今後のスケジュール（予定）

・交付金内定の連絡（※）・・・・・令和８年１２月上旬頃
・交付申請書の提出依頼（※）・・・令和８年１２月中旬頃
・交付申請書の提出〆切　・・・・・令和９年１月下旬頃
・交付決定　・・・・・・・・・・・令和９年２月中旬頃
・実績報告書の提出〆切　・・・・・令和９年４月２日（金曜日）
・補助金支払　・・・・・・・・・・令和９年５月末頃

※　必ず交付金内定の連絡を受けてから着手（契約）をするようにしてください。内定日前に契約をした場合には、補助金を申請することができません。

※　今後予定している内定の連絡や交付申請依頼は、本調査でご回答いただいたメールアドレス宛てにお送りする予定です。申請意向調査回答後にメールアドレスが変更になった場合は、お手数ですがご連絡ください。

※　交付申請依頼等について、郵送でのご案内や HP での掲載は行わない予定です。

【担当】
東京都生活文化局
私学部私学振興課（助成担当）　小嶋
電　話：０３－５３８８－３１８２（直通）
E-mail：S1161501@section.metro.tokyo.jp